

# 特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	住民基本台帳に関する事務

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

中央区は、番号法及び個人情報保護に関する法令を遵守し、住民サービスに配慮したルール及び体制を確立し、住民基本台帳事務と付帯事務において個人情報の安全な整備と利用・保護に取り組むことを誓うとともに、個人情報保護方針を定め、これを実行し維持することを宣言致します。

### 特記事項

住民基本台帳事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

## 評価実施機関名

中央区長

## 公表日

令和8年3月19日

## 項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所



<p>③他のシステムとの接続</p>	<p>[ ] 情報提供ネットワークシステム                      [ ○ ] 庁内連携システム</p> <p>[ ○ ] 住民基本台帳ネットワークシステム                      [ ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[ ○ ] 宛名システム等    [ ○ ] 税務システム</p> <p>[ ] その他 ( )</p>
<p>システム2～5</p>	
<p>システム2</p>	
<p>①システムの名称</p>	<p>住民基本台帳ネットワークシステム  ※「3. 特定個人情報ファイル名」に示す「本人確認情報ファイル」及び「送付先情報ファイル」は、住民基本台帳ネットワークシステムの構成要素のうち、市町村CSにおいて管理がなされているため、以降は、住民基本台帳ネットワークシステム内の市町村CS部分について記載する。</p>
<p>②システムの機能</p>	<p>①本人確認情報の更新  ： 既存住基システムにおいて住民票の記載事項の変更又は新規作成が発生した場合に、当該情報を元に市町村CSの本人確認情報を更新し、都道府県サーバへ更新情報を送信する。</p> <p>②本人確認  ： 特例転入処理や住民票の写しの広域交付などを行う際、窓口における本人確認のため、提示された個人番号カード等を元に住基ネットが保有する本人確認情報に照会を行い、確認結果を画面上に表示する。</p> <p>③個人番号カードを利用した転入(特例転入)  ： 個人番号カードの交付を受けている者等の転入が予定される場合に、転出証明書情報をCSを通じて受け取り、その者に係る転入の届出を受け付けた際に、個人番号カードを用いて転入処理を行う(一定期間経過後も転入の届出が行われない場合は、受け取った転出証明書情報を消去する。)</p> <p>④本人確認情報検索  ： 統合端末において入力された住民票コード、個人番号又は5情報(氏名、氏名の振り仮名、住所、性別、生年月日)の組合せをキーに本人確認情報の検索を行い、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。</p> <p>⑤機構への情報照会  ： 全国サーバに対して住民票コード、個人番号又は5情報の組合せをキーとした本人確認情報照会要求を行い、該当する個人の本人確認情報を受領する。</p> <p>⑥本人確認情報整合  ： 本人確認情報ファイルの内容が都道府県知事が都道府県サーバにおいて保有している都道府県知事保存本人確認情報ファイル及び機構が全国サーバにおいて保有している機構保存本人確認情報ファイルと整合することを確認するため、都道府県サーバ及び全国サーバに対し、整合性確認用本人確認情報を提供する。</p> <p>⑦送付先情報通知  ： 個人番号の通知に係る事務の委任先である機構において、住民に対して番号通知書類(個人番号通知書、個人番号カード交付申請書(以下「交付申請書」という。))等を送付するため、既存住基システムから当該区市町村の住民基本台帳に記載されている者の送付先情報を抽出し、当該情報を、機構が設置・管理する個人番号カード管理システムに通知する。</p> <p>⑧個人番号カード管理システムとの情報連携  ： 機構が設置・管理する個人番号カード管理システムに対し、個人番号カードの交付、廃止、回収又は一時停止解除に係る情報や個人番号カードの返還情報等を連携する。</p>
<p>③他のシステムとの接続</p>	<p>[ ] 情報提供ネットワークシステム                      [ ] 庁内連携システム</p> <p>[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム                      [ ○ ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[ ] 宛名システム等    [ ] 税務システム</p> <p>[ ] その他 ( )</p>



システム5	
①システムの名称	コンビニ交付システム
②システムの機能	①既存システム連携機能 ： 既存住基、印鑑から証明書情報を連携する機能 ②コンビニ交付機能 ： コンビニ交付センターからの要求に回答して証明書自動交付を行う機能
③他のシステムとの接続	[ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 庁内連携システム [ ] 住民基本台帳ネットワークシステム [ ○ ] 既存住民基本台帳システム [ ○ ] 宛名システム等 [ ] 税務システム [ ] その他 ( )
システム6～10	
システム11～15	
システム16～20	
3. 特定個人情報ファイル名	
(1)住民基本台帳ファイル (2)本人確認情報ファイル (3)送付先情報ファイル	
4. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) ・第7条(指定及び通知) ・第16条(本人確認の措置) ・第17条(個人番号カードの交付等)  2. 住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月25日法律第81号) ・第5条(住民基本台帳の備付け) ・第6条(住民基本台帳の作成) ・第7条(住民票の記載事項) ・第8条(住民票の記載等) ・第12条(本人等の請求に係る住民票の写し等の交付) ・第12条の4(本人等の請求に係る住民票の写し等の交付の特例) ・第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置) ・第22条(転入届) ・第24条の2(個人番号カードの交付を受けている者等に関する転入届の特例) ・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等) ・第30条の10 (通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供) ・第30条の12 (通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 1,2,3,5,7,11,13,15,20,28,37,39,48,53,57,58,59,63,65,66,69,73,75,76,81,83,84,86,87,91,92,96,106,108, 110,112,115,118,124,129,130,132,136,137,138,141,142,144,149,150,151,152,155,156,158,160,163,164,165,166 の項 (第2条の表における情報照会の根拠) なし (住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会を行わない)
6. 評価実施機関における担当部署	
①部署	中央区 区民部 区民生活課
②所属長の役職名	区民生活課長
7. 他の評価実施機関	

## II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
(1) 住民基本台帳ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[ システム用ファイル ] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	住民基本台帳に登録されている者のうち、個人番号を有する者 (平成27年10月5日の番号法施行日時点で住民である者、それ以後の届出・通知により住民となった者)
その必要性	住民に関する区市町村事務の処理の基礎として利用する ・住基法第7条において、住民基本台帳の記載項目と規定されるため
④記録される項目	[ 10項目以上50項目未満 ] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・識別情報 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号対応符号 [ <input type="checkbox"/> ] その他識別情報(内部番号)</li> <li>・連絡先等情報 [ <input type="checkbox"/> ] 5情報(氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所) [ <input type="checkbox"/> ] 連絡先(電話番号等)</li> <li>[ <input type="checkbox"/> ] その他住民票関係情報</li> <li>・業務関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 国税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 地方税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 健康・医療関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 医療保険関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 児童福祉・子育て関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 障害者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 生活保護・社会福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 介護・高齢者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 雇用・労働関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 年金関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 学校・教育関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 災害関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( 印鑑登録情報、カード管理情報 )</li> </ul>
その妥当性	住民基本台帳に関する事務を行うために必要な住民基本台帳法に規定された項目であるため。
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成27年6月1日
⑥事務担当部署	区民生活課

3. 特定個人情報の入手・使用									
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 ( ) <input checked="" type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 ( 地方公共団体情報システム機構 ) <input checked="" type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 ( 戸籍通知(住基法第9条二項通知) ) <input type="checkbox"/> 民間事業者 ( ) <input type="checkbox"/> その他 ( )								
②入手方法	<input checked="" type="checkbox"/> 紙 [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [ ] 専用線 [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input checked="" type="checkbox"/> その他 ( 住民基本台帳ネットワークシステム )								
③使用目的 ※	住民基本台帳の整備、証明書等への記載、住民サービスの基礎情報とするため。								
④使用の主体	使用部署	区民生活課、日本橋特別出張所、月島特別出張所、晴海特別出張所							
	使用者数	[ 50人以上100人未満 ] <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</td> </tr> <tr> <td>1) 10人未満</td> <td>2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td>3) 50人以上100人未満</td> <td>4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td>5) 500人以上1,000人未満</td> <td>6) 1,000人以上</td> </tr> </table>	<選択肢>		1) 10人未満	2) 10人以上50人未満	3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満	5) 500人以上1,000人未満
<選択肢>									
1) 10人未満	2) 10人以上50人未満								
3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満								
5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上								
⑤使用方法	1. 住民基本台帳への個人番号の記載および、住民票の写しなどの証明書への個人番号の記載 2. 本人への個人番号の通知(個人番号通知書を発行する機構への情報連携) 3. 窓口事務における本人確認書類からの検索キーとしての利用 4. 番号法第9条に基づく個人番号の利用のため(宛名システムへの個人番号の送信)								
	情報の突合	・窓口業務において本人確認書類に個人番号カードが使われた際に個人番号で単件検索を行う ・機構で新たに個人番号が生成された場合は、個人番号の要求時に提供を行っている住民票コードと突合を行う							
⑥使用開始日	平成27年6月1日								

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[ 委託する ] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない ( 2 ) 件	
委託事項1	住民記録、住基ネットCS、コンビニ交付サーバ、番号連携サーバ、中間サーバ(以下、住民記録システム等)の保守・運用	
①委託内容	住民記録システム等のパッケージアプリケーション保守作業、ジョブスケジューリングや帳票印刷等のシステム運用作業、職員からの問い合わせに対する調査、作業指示に基づくデータ抽出等	
②委託先における取扱者数	[ 10人以上50人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	富士通Japan(株)	
再委託	④再委託の有無 ※	[ 再委託する ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	委託業務の付属業務についてやむを得ず再委託する必要があるときは、再受託者に、当該委託契約書に記載された情報セキュリティに関する特記事項を遵守させるとともに、再受託者の氏名、再委託の内容及び業務執行場所を、区に事前に通知し、その承認を得ることを委託契約上の条件としている。
	⑥再委託事項	住民記録システムのパッケージアプリケーション保守作業、ジョブスケジューリングや帳票印刷等のシステム運用作業、職員からの問い合わせに対する調査、作業指示に基づくデータ抽出等
委託事項2～5		
委託事項2	住民記録システムの入力事務	
①委託内容	届出や通知に基づく住民記録システムへの住民情報の入力、証明書の発行	
②委託先における取扱者数	[ 10人以上50人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	TOPPANエッジ(株)	
再委託	④再委託の有無 ※	[ 再委託しない ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項6～10		
委託事項11～15		
委託事項16～20		

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	<input type="checkbox"/> 提供を行っている ( 60 ) 件 <input checked="" type="checkbox"/> 移転を行っている ( 32 ) 件 <input type="checkbox"/> 行っていない
提供先1	番号法第19条の各号に該当する情報照会者(別紙1参照)
①法令上の根拠	・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 1,2,3,5,7,11,13,15,20,28,37,39,48,53,57,58,59,63,65,66,69,73,75,76,81,83,84,86,87,91,92,96,106,108, 110,112,115,118,124,129,130,132,136,137,138,141,142,144,149,150,151,152,155,156,158,160,163,164,165,166 の項
②提供先における用途	番号法第19条の各号に該当する事務
③提供する情報	住民票関係情報(住基法第7条第4号に規定する事項:世帯主についてはその旨、世帯主でない者については世帯主の氏名及び世帯主との続柄)
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <div style="text-align: right;">           &lt;選択肢&gt;            1) 1万人未満            2) 1万人以上10万人未満            3) 10万人以上100万人未満            4) 100万人以上1,000万人未満            5) 1,000万人以上         </div>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	区域内の住民 ※消除者含む
⑥提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ( )
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
<b>提供先2～5</b>	
提供先2	教育委員会学務課
①法令上の根拠	中央区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例
②提供先における用途	就学管理事務
③提供する情報	氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日等の住民票関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 1万人未満 ] <div style="text-align: right;">           &lt;選択肢&gt;            1) 1万人未満            2) 1万人以上10万人未満            3) 10万人以上100万人未満            4) 100万人以上1,000万人未満            5) 1,000万人以上         </div>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input checked="" type="checkbox"/> その他 ( 個人番号利用事務系ネットワーク )
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
<b>提供先6～10</b>	
<b>提供先11～15</b>	
<b>提供先16～20</b>	

<b>移転先1</b>	番号法第9条に定める事務実施主管課(別紙2)
①法令上の根拠	番号法第9条
②移転先における用途	番号法別表に定める各事務
③移転する情報	氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日等の住民票関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	区域内の住民 ※消除者含む
⑥移転方法	<input checked="" type="checkbox"/> 市内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ( <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙 )
⑦時期・頻度	リアルタイム反映・照会を受けたら都度
<b>移転先2～5</b>	
<b>移転先6～10</b>	
<b>移転先11～15</b>	
<b>移転先16～20</b>	

## 6. 特定個人情報の保管・消去

保管場所 ※

### <保管>

#### <システム運用委託先業者のデータセンターにおける措置>

外部侵入防止 外周赤外線センサー監視、24時間有人監視、監視カメラ  
入退管理 ICカード+手のひら静脈認証による入退管理、要員所在管理システム  
不正持込・持出防止 金属探知機、生体認証ラック開閉管理、DRタグによる媒体管理

#### <中間サーバー・プラットフォームにおける措置>

①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。  
②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。

#### <ガバメントクラウドにおける措置>

①サーバー等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。

・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。

・日本国内でのデータ保管を条件としていること。

②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。

### <消去>

#### <住民記録システムにおける措置>

消去後150年度を経過した場合は、パッケージ機能にて対象者情報を物理削除

#### <連携サーバー等における措置>

①連携サーバーに一時的に保管した個人番号付電子申請データは、申請管理システムへ連携後、速やかに完全消去する。

②マイナンバー利用事務系端末に一時的に記録した個人番号付電子申請データは、紙に打ち出し後、速やかに完全消去する。

③外部記憶媒体に一時的に記録した個人番号付電子申請データは、使用の都度速やかに完全消去する。

#### <中間サーバー・プラットフォームにおける措置>

①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。

②ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。

#### <ガバメントクラウドにおける措置>

①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。

②クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に当たって確実にデータを消去する。

③既存システムについては、地方公共団体が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。

## 7. 備考

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

(1) 住民基本台帳ファイル  
<住民記録システム>  
宛名番号  
住民票コード  
個人番号  
世帯番号  
氏名情報(漢字・かな)  
旧氏情報(漢字・かな 日本人のみ)  
旧氏の記載と変更・削除に関する事項(日本人のみ)  
生年月日  
性別  
続柄  
住民となった年月日 住民となった届出年月日  
住民となった事由  
住民区分(日本人、外国人)  
世帯主情報  
現住所情報  
住所を定めた年月日 住所を定めた届出年月日  
前住所情報 転入元住所情報 転出先住所情報  
本籍・筆頭者情報  
備考欄履歴情報  
事実上の世帯主情報  
消除情報  
外国人住民となった年月日(外国人住民のみ)  
国籍(外国人住民のみ) 法30条45規定区分(外国人住民のみ) 在留カード等の番号(外国人住民のみ) 在留資格情報(外国人住民のみ)  
通称(外国人住民のみ) 通称の記載と削除に関する事項(外国人住民のみ)  
個別記載情報  
転出予定者情報 除票住民票情報  
証明書発行履歴情報 異動履歴情報  
住基カード発行状況 個人番号カード等情報 在留カード等情報  
法務省通知履歴 市町村通知履歴 戸籍附票通知履歴  
処理停止情報  
印鑑登録情報 印影情報 印鑑登録異動履歴 印鑑証明書発行履歴  
<住基ネットGWシステム>  
(住民記録システムの一部情報の副本)  
<コンビニ交付システム>  
マイナンバーカード情報、マイナンバーカード資格情報 マイナンバーカード履歴 マイナンバーカード資格履歴  
<番号連携サーバ>  
団体内統合宛名番号  
<中間サーバ>  
情報提供用個人識別符号

## II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
(2) 本人確認情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[ システム用ファイル ] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	区域内の住民(住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民を指す) ※住民基本台帳に記録されていた者で、転出等の事由により住民票が消除(死亡による消除を除く。)された者(以下「消除者」という。)を含む
その必要性	住基ネットを通じて全国共通の本人確認を行うため、本特定個人情報ファイル(本人確認情報ファイル)において区域内の全ての住民の情報を保有し、住民票に記載されている住民全員の記録を常に正確に更新・管理・提供する必要があるため。
④記録される項目	[ 10項目以上50項目未満 ] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・識別情報  [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号対応符号 [ <input type="checkbox"/> ] その他識別情報(内部番号)</li> <li>・連絡先等情報  [ <input type="checkbox"/> ] 5情報(氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所) [ <input type="checkbox"/> ] 連絡先(電話番号等)  [ <input type="checkbox"/> ] その他住民票関係情報</li> <li>・業務関係情報  [ <input type="checkbox"/> ] 国税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 地方税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 健康・医療関係情報  [ <input type="checkbox"/> ] 医療保険関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 児童福祉・子育て関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 障害者福祉関係情報  [ <input type="checkbox"/> ] 生活保護・社会福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 介護・高齢者福祉関係情報  [ <input type="checkbox"/> ] 雇用・労働関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 年金関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 学校・教育関係情報  [ <input type="checkbox"/> ] 災害関係情報  [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</li> </ul>
その妥当性	・個人番号、5情報、その他住民票関係情報 :住基ネットを通じて本人確認を行うために必要な情報として、住民票の記載等に係る本人確認情報(個人番号、5情報、住民票コード及びこれらの変更情報)を記録する必要があるため。
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成27年6月1日
⑥事務担当部署	区民生活課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 ( ) <input checked="" type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 ( 地方公共団体情報システム機構 ) <input checked="" type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 ( 戸籍通知(住基法第9条二項通知) ) <input type="checkbox"/> 民間事業者 ( ) <input checked="" type="checkbox"/> その他 ( 自部署 )	
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [ ] 専用線 [ ] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input checked="" type="checkbox"/> その他 ( 住民記録システム )	
③使用目的 ※	住基ネットを通じて全国共通の本人確認を行うため、本特定個人情報ファイル(本人確認情報ファイル)において区域内の全ての住民の情報を保有し、住民票に記載されている住民全員の記録を常に正確に更新・管理・提供する。	
④使用の主体	使用部署	区民生活課、日本橋特別出張所、月島特別出張所、晴海特別出張所、番号法別表主管部署
	使用者数	<input type="checkbox"/> 100人以上500人未満 ] <div style="display: flex; justify-content: space-between; margin-top: 5px;"> <div style="text-align: center;"> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 10人未満</p> <p>3) 50人以上100人未満</p> <p>5) 500人以上1,000人未満</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>2) 10人以上50人未満</p> <p>4) 100人以上500人未満</p> <p>6) 1,000人以上</p> </div> </div>
⑤使用方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民票の記載事項の変更又は新規作成が生じた場合、既存住基システムから当該本人確認情報の更新情報を受領し(既存住基システム→市町村CS)、受領した情報を元に本人確認情報ファイルを更新し、当該本人確認情報の更新情報を都道府県知事に通知する(市町村CS→都道府県サーバ)。</li> <li>・住民から提示された個人番号カードに登録された住民票コードをキーとして本人確認情報ファイルを検索し、画面に表示された本人確認情報と申請・届出書等の記載内容を照合し確認することで本人確認を行う(個人番号カード→市町村CS)。</li> <li>・住民票コード、個人番号又は5情報(氏名、氏名の振り仮名、住所、性別、生年月日)の組合せをキーに本人確認情報ファイルの検索を行う。</li> <li>・本人確認情報ファイルの内容が都道府県知事保存本人確認情報ファイル(都道府県サーバ)及び機構保存本人確認情報ファイル(全国サーバ)と整合することを確認するため、都道府県サーバ及び全国サーバに対し、整合性確認用本人確認情報を提供する(市町村CS→都道府県サーバ/全国サーバ)。</li> </ul>	
	情報の突合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本人確認情報ファイルを更新する際に、受領した本人確認情報に関する更新データと本人確認情報ファイルを、住民票コードをもとに突合する。</li> <li>・個人番号カードを用いて本人確認を行う際に、提示を受けた個人番号カードと本人確認情報ファイルを、住民票コードをもとに突合する。</li> </ul>
⑥使用開始日	平成27年6月1日	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[ 委託する ] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない ( 1 ) 件	
委託事項1	住基ネットCSの保守・運用	
①委託内容	住基ネットCSのアプリケーション保守作業、ジョブスケジューリングや帳票印刷等のシステム運用作業、職員からの問い合わせに対する調査等	
②委託先における取扱者数	[ 10人以上50人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	富士通Japan(株)	
再委託	④再委託の有無 ※	[ 再委託する ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	委託業務の付属業務についてやむを得ず再委託する必要があるときは、再受託者に、当該委託契約書に記載された情報セキュリティに関する特記事項を遵守させるとともに、再受託者の氏名、再委託の内容及び業務執行場所を、区に事前に通知し、その承認を得ることを委託契約上の条件としている。
	⑥再委託事項	住基ネットCSのアプリケーション保守作業、ジョブスケジューリングや帳票印刷等のシステム運用作業、職員からの問い合わせに対する調査等
委託事項2～5		
委託事項6～10		
委託事項11～15		
委託事項16～20		





## 6. 特定個人情報の保管・消去

保管場所 ※

＜ガバメントクラウドにおける措置＞

①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。

・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。

・日本国内でのデータ保管を条件としていること。

②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。

＜消去方法＞

＜ガバメントクラウドにおける措置＞

①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。

②クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等にしたがって確実にデータを消去する。

③既存システムについては、地方公共団体が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。

## 7. 備考

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

(2)本人確認情報ファイル

1. 住民票コード
2. 漢字氏名
3. 外字数(氏名)
4. ふりがな氏名
5. 清音化かな氏名
6. 生年月日
7. 性別
8. 市町村コード
9. 大字・字コード
10. 郵便番号
11. 住所
12. 外字数(住所)
13. 個人番号
14. 住民となった日
15. 住所を定めた日
16. 届出の年月日
17. 市町村コード(転入前)
18. 転入前住所
19. 外字数(転入前住所)
20. 続柄
21. 異動事由
22. 異動年月日
23. 異動事由詳細
24. 旧住民票コード
25. 住民票コード使用年月日
26. 依頼管理番号
27. 操作者ID
28. 操作端末ID
29. 更新順番号
30. 異常時更新順番号
31. 更新禁止フラグ
32. 予定者フラグ
33. 排他フラグ
34. 外字フラグ
35. レコード状況フラグ
36. タイムスタンプ
37. 旧氏 漢字
38. 旧氏 外字数
39. 旧氏 ふりがな
40. 旧氏 外字変更連番

## II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
(3)送付先情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[ システム用ファイル ] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	区域内の住民(住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民を指す)
その必要性	番号法第7条第1項(指定及び通知)及び個人番号カード省令第7条(個人番号の通知)に基づき、個人番号通知書を個人番号の付番対象者に送付する必要がある。 また、通知カード所持者にあつては、個人番号カードは通知カードと引き換えに交付することとされている。 区市町村は、法令に基づき、これらの事務の実施を機構に委任する。
④記録される項目	[ 50項目以上100項目未満 ] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・識別情報 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号対応符号 [ <input type="checkbox"/> ] その他識別情報(内部番号)</li> <li>・連絡先等情報 [ <input type="checkbox"/> ] 5情報(氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所) [ <input type="checkbox"/> ] 連絡先(電話番号等)</li> <li>[ <input type="checkbox"/> ] その他住民票関係情報</li> <li>・業務関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 国税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 地方税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 健康・医療関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 医療保険関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 児童福祉・子育て関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 障害者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 生活保護・社会福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 介護・高齢者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 雇用・労働関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 年金関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 学校・教育関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 災害関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( 個人番号通知書及び交付申請書の送付先の情報 )</li> </ul>
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人番号、5情報、その他住民票関係情報 :個人番号カードの券面記載事項として、法令に規定された項目を記録する必要がある。</li> <li>・その他(個人番号通知書及び交付申請書の送付先の情報) :機構に対し、法令に基づき個人番号通知書及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を委任するために、個人番号カードの券面記載事項のほか、個人番号通知書及び交付申請書の送付先に係る情報を記録する必要がある。</li> </ul>
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成27年10月5日
⑥事務担当部署	区民生活課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 ( ) <input checked="" type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 ( 地方公共団体情報システム機構 ) <input checked="" type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 ( 戸籍通知(住基法第9条第二項通知) ) <input type="checkbox"/> 民間事業者 ( ) <input checked="" type="checkbox"/> その他 ( 自部署 )	
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [ ] 専用線 [ ] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input checked="" type="checkbox"/> その他 ( 住民記録システム )	
③使用目的 ※	法令に基づく委任を受けて個人番号通知書及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を行う機構に対し、個人番号通知書及び交付申請書の送付先情報を提供するため。	
④使用の主体	使用部署	区民生活課
	使用者数	<input type="checkbox"/> 10人以上50人未満 ] <ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;選択肢&gt;</li> <li>1) 10人未満</li> <li>2) 10人以上50人未満</li> <li>3) 50人以上100人未満</li> <li>4) 100人以上500人未満</li> <li>5) 500人以上1,000人未満</li> <li>6) 1,000人以上</li> </ul>
⑤使用方法	<p>・既存住基システムより個人番号の通知対象者の情報を抽出し、個人番号通知書及び交付申請書等の印刷及び送付に係る事務を法令に基づいて委任する機構に対し提供する(既存住基システム→市町村CS又は電子記録媒体→個人番号カード管理システム(機構))。</p>	
	情報の突合	入手した送付先情報に含まれる4情報等の変更の有無を確認する(最新の4情報等であることを確認する)ため、機構(全国サーバ)が保有する「機構保存本人確認情報」との情報の突合を行う。
⑥使用開始日	平成27年10月5日	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[ 委託する ] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない ( 1 ) 件	
委託事項1	住基ネットCSの保守・運用	
①委託内容	住基ネットCSのアプリケーション保守作業、ジョブスケジューリングや帳票印刷等のシステム運用作業、職員からの問い合わせに対する調査等	
②委託先における取扱者数	[ 10人以上50人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	富士通Japan(株)	
再委託	④再委託の有無 ※	[ 再委託する ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	委託業務の付属業務についてやむを得ず再委託する必要があるときは、再受託者に、当該委託契約書に記載された情報セキュリティに関する特記事項を遵守させるとともに、再受託者の氏名、再委託の内容及び業務執行場所を、区に事前に通知し、その承認を得ることを委託契約上の条件としている。
	⑥再委託事項	住基ネットCSのアプリケーション保守作業、ジョブスケジューリングや帳票印刷等のシステム運用作業、職員からの問い合わせに対する調査等
委託事項2～5		
委託事項6～10		
委託事項11～15		
委託事項16～20		

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[ <input type="checkbox"/> ] 提供を行っている ( ) 件 [ <input type="checkbox"/> ] 移転を行っている ( ) 件 [ <input type="checkbox"/> ] 行っていない
提供先1	地方公共団体情報システム機構(機構)
①法令上の根拠	個人番号カード省令第23条の2(個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務)
②提供先における用途	区市町村からの法令に基づく委任を受け、個人番号通知書及び交付申請書を印刷し、送付する。
③提供する情報	・個人番号 ・5情報(氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所) ・その他住民票関係情報 ・個人番号通知書及び交付申請書の送付先の情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	区域内の住民(住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民を指す)
⑥提供方法	[ <input type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input checked="" type="checkbox"/> ] その他 ( 住民基本台帳ネットワークシステム )
⑦時期・頻度	個人番号通知書に係る送付先情報は、新たに個人番号の通知対象者が生じた都度提供する。
提供先2～5	
提供先6～10	
提供先11～15	
提供先16～20	
移転先1	
①法令上の根拠	
②移転先における用途	
③移転する情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[ ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	
⑥移転方法	[ <input type="checkbox"/> ] 市内連携システム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )
⑦時期・頻度	
移転先2～5	
移転先6～10	
移転先11～15	
移転先16～20	

## 6. 特定個人情報の保管・消去

保管場所 ※

＜ガバメントクラウドにおける措置＞

①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。

・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。

・日本国内でのデータ保管を条件としていること。

②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。

＜消去方法＞

＜ガバメントクラウドにおける措置＞

①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。

②クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等にしたがって確実にデータを消去する。

③既存システムについては、地方公共団体が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。

## 7. 備考

### (別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

#### (3)送付先情報ファイル

1. 送付先管理番号
2. 送付先郵便番号
3. 送付先住所 漢字項目長 4. 送付先住所 漢字 5. 送付先住所 漢字 外字数
6. 送付先氏名 漢字項目長 7. 送付先氏名 漢字 8. 送付先氏名 漢字 外字数
9. 市町村コード
10. 市町村名 項目長 11. 市町村名
12. 市町村郵便番号
13. 市町村住所 項目長 14. 市町村住所 15. 市町村住所 外字数
16. 市町村電話番号
17. 交付場所名 項目長 18. 交付場所名 19. 交付場所名 外字数
20. 交付場所郵便番号
21. 交付場所住所 項目長 22. 交付場所住所 23. 交付場所住所 外字数
24. 交付場所電話番号
25. カード送付場所名 項目長 26. カード送付場所名 27. カード送付場所名 外字数
28. カード送付場所郵便番号
29. カード送付場所住所 項目長 30. カード送付場所住所 31. カード送付場所住所 外字数
32. カード送付場所電話番号
33. 対象となる人数
34. 処理年月日
35. 操作者ID
36. 操作端末ID
37. 印刷区分
38. 住民票コード
39. 氏名 漢字項目長 40. 氏名 漢字 41. 氏名 漢字 外字数
42. 氏名 かな項目長 43. 氏名 かな
44. 郵便番号
45. 住所 項目長 46. 住所 47. 住所 外字数
48. 生年月日
49. 性別
50. 個人番号
51. 第30条の45に規定する区分
52. 在留期間の満了の日
53. 代替文字変換結果
54. 代替文字氏名 項目長 55. 代替文字氏名
56. 代替文字住所 項目長 57. 代替文字住所
58. 代替文字氏名位置情報
59. 代替文字住所位置情報
60. 外字フラグ
61. 外字パターン
62. 旧氏 漢字、63. 旧氏 外字数、64. 旧氏 ふりがな
65. 旧氏 外字変更連番
66. ローマ字 氏名、67. ローマ字 旧氏

### Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
(1) 住民基本台帳ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民からの届出・申請等の情報の入手にあたっては、中央区戸籍事務等における本人確認に関する規則（以下、本人確認規則とする。）に従い、窓口において届出/申請内容や本人確認書類（身分証明書等）の確認を厳格に行い、対象者以外の情報の入手を防止している。</li> <li>・届出書をシステムへ入力後、異動届とシステムの入力内容を照合し、確認を行う。</li> <li>・住民からの届出・申請等の情報の入手にあたっては、必要な情報のみを記載する様式としており、また、記載要領を提示し、必要な情報以外は記載しないようにしている。</li> <li>・出入国在留管理庁からの在留資格等の入手にあたっては、定められたインタフェースに基づいて連携されるため、必要な情報以外は連携されないことをシステム上で担保している。</li> <li>・住民票の記載等に係る住民基本台帳情報以外を登録できないことを、システム上で担保している。</li> </ul>
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ] &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている                      2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p>【不適切な方法で入手が行われるリスク】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住民からの届出・申請情報の入手にあたっては、住基法第27条の規定に基づき、書面にて本人あるいは代理人による届出のみを受領することとし、受領の際は必ず本人あるいは代理人の本人確認及び委任状の確認を行うこととしている。</li> </ul> <p>【入手した特定個人情報が不正確であるリスク】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入手した情報については、窓口での聞き取りや添付書類との照合等を通じて確認することで正確性を確保している。</li> <li>・職員の調査等により、収集した情報に誤りがあることが判明した場合は、職権で適宜修正することで正確性を確保している。</li> </ul> <p>【入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住民からの届出・申請情報の入手にあたっては、限られた窓口・職員とし、届出・申請書等の保管場所の施錠管理を徹底することで、漏えい・紛失を防止している。</li> <li>・住基システム端末のディスプレイは、3方向から囲うなどして可能な限り来庁者から見えない位置に置く。</li> </ul>	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人番号利用業務以外または個人番号を必要としない業務から住民情報の要求があった場合は、個人番号が含まれない情報のみを提供するようにアクセス制御を行っている。</li> <li>・団体内統合宛名システムへは、権限のない者の接続を認めない。</li> </ul>
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ] &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている                      2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
リスク2： 権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	<p>[ 行っている ] &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 行っている                                      2) 行っていない</p>
具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民情報システムへのログインは、職員が利用時に保管庫から持ち出すICカードとパスワードでの二要素認証を必要としているため、権限のない第三者は利用できない。</li> <li>・他業務からアクセスされる住民情報の基本情報を保持するテーブルと、特定個人情報を含むテーブルを切り離し、不必要な業務からアクセスできないようにして管理している。</li> </ul>
その他の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ICカードの発行、失効は、情報システム課にて行い、ログイン権限を設定している。</li> </ul>
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ] &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている                      2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>

特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

<従業者が事務外で使用するリスクに対する措置>

- ・各種操作ログを取得しているため、業務外利用をした場合には特定可能であることを職員に周知し、業務外利用を抑止している。
- ・住民基本台帳情報の検索に関して不正な操作の疑いがある場合には、操作履歴と申請文書等との照合により、整合性を確認している。

<特定個人情報が不正に複製されるリスクに対する措置>

- ・バックアップファイルの作成は入退室管理をしている管理区域内での作業に限定され、また、バックアップファイルの持ち出しは区による承認を必須としている。





6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ <input type="checkbox"/> ] 接続しない(入手)	[ <input type="checkbox"/> ] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[ <input type="checkbox"/> ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている                      2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク2: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<住基システム、統合DBのソフトウェアにおける措置> ・特定個人情報の提供は、原則、各システム間の自動連携に限定しているため、職員が意図的に不正な提供を行うことを防止している。  <住基システム、統合DBの運用における措置> ・中間サーバ側に登録していない、または、自動応答を制限している等の場合、職員の操作により特定個人情報を提供する場合には、情報提供にあたって管理者承認を得た上で、住基システム、団体内統合宛名システムにて処理を実行する運用を義務付けている。  <中間サーバ・ソフトウェアにおける措置> ①情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照会リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバにも格納して、情報提供機能により、照会許可照会リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ③特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ④中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。 (※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。		
リスクへの対策は十分か	[ <input type="checkbox"/> 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている                      2) 十分である 3) 課題が残されている	
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
<中間サーバ・ソフトウェアにおける措置> ①中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。 ②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。  <中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ②中間サーバと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ③中間サーバ・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバ・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。			
7. 特定個人情報の保管・消去			
リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク			
①事故発生時手順の策定・周知	[ <input type="checkbox"/> 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている    2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[ <input type="checkbox"/> 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり                              2) 発生なし	
その内容			
再発防止策の内容			

<p>その他の措置の内容</p>	<p>【物理的対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>外部侵入防止 外周赤外線センサー監視、24時間有人監視、監視カメラ</li> <li>入退管理 ICカード+手のひら静脈認証による入退管理、要員所在管理システム</li> <li>不正持込・持出防止 金属探知機、生体認証ラック開閉管理、DRタグによる媒体管理</li> </ul> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <p>①中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。</p> <p>&lt;ガバメントクラウドにおける措置&gt;</p> <p>①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度（ISMAP）のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。</p> <p>②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。</p> <p>【技術的対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ウイルス検出ソフトウェア等の導入により、ウイルス定義ファイルの定期的な更新及びウイルスチェックを行い、マルウェア検出を行う。</li> <li>作業端末の仮想化を行い、端末にデータが保存されないようにする</li> <li>LGWAN系ネットワークとマイナンバー利用事務系ネットワークの間にDMZを設け、外部への直接通信を遮断することにより、安全を確保している。また、境界FWや連携サーバで外部接続先との通信を制限している。</li> </ul> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <p>①中間サーバー・プラットフォームではUTM（コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置）等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。</p> <p>②中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。</p> <p>③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</p> <p>&lt;ガバメントクラウドにおける措置&gt;</p> <p>①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。</p> <p>②地方公共団体が委託したASP（「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】」（令和4年10月 デジタル庁。以下「利用基準」という。）に規定する「ASP」をいう。以下同じ。）又はガバメントクラウド運用管理補助者（利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。）は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。</p> <p>③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。</p> <p>④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。</p> <p>⑤地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</p> <p>⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。</p> <p>⑦地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。</p> <p>⑧地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。</p> <p>【消去手順】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>削除後150年度を経過した住民記録について、年に1度に抹消処理を実行する</li> <li>毎年10月に処理を実施し、物理抹消されていることを確認する</li> <li>連携サーバ内の不要な個人番号付電子申請データ等の消去について徹底し、必要に応じて管理者が確認する</li> </ul> <p>&lt;ガバメントクラウドにおける措置&gt;</p> <p>データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。</p>
<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[ 十分である ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている                      2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
<p>特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p>	
<p>&lt;特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスクに対する措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>住基法第14条（住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置）及び第34条（調査）の規定に基づき、調査等を行い、正確な記録を確保するために必要な措置を講じている。</li> </ul> <p>&lt;特定個人情報が消去されずにいつまでも存在するリスクに対する措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>法律に基づく保管期間経過後のデータは速やかに消去している。</li> <li>記憶装置の廃棄時は、規定に基づき、内容の復元及び判読が不可能になるような方法により消去する。</li> <li>帳票については、規定に基づき、帳簿等を作成し、保管及び廃棄の運用が適切になされていることを適時確認するとともに、その記録を残す。</li> </ul>	

8. 監査	
実施の有無	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 自己点検                      [    ] 内部監査                      [    ] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	[    十分に行っている    ]                      <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている    2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員及び事業所内派遣者に対しては、個人情報保護に関する研修の受講を義務付けている。</li> <li>・委託業者に対しては、契約内容に個人情報保護に関する研修の実施を義務付け、秘密保持契約を締結している。</li> <li>・違反行為を行った者に対しては、都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象となりうる。</li> <li>・住基ネット関係職員(任用された派遣要員、非常勤職員、臨時職員等を含む。)に対して、初任時及び一定期間毎に、必要な知識の習得に資するための研修を実施するとともに、その記録を残している。</li> <li>・住基ネットの各責任者に対して、その管理に関する必要な知識や技術を習得させる研修を実施するとともに、その記録を残している。</li> </ul>
10. その他のリスク対策	
<p>&lt;監査&gt; &lt;ガバメントクラウドにおける措置&gt; ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度 (ISMAP) のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、ISMAPにおいて、クラウドサービス事業者は定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。</p> <p>&lt;その他&gt; &lt;ガバメントクラウドにおける措置&gt; ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。 ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。 具体的な取扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。</p>	





再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[ 十分にしている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分にしていない 4) 再委託していない
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・再委託が必要な場合は委託先から事前に再委託の必要性について書面で確認をし、承認を行っている。</li> <li>・再委託を行う場合には、上記と同様の機密保持契約の遵守を規定しており、委託先から適宜報告を受け、改善の必要がある場合には改善の指示を行い、改善結果の報告を受けている。</li> <li>・再委託先に対しては、下記に示す措置や管理を行わせている。             <ul style="list-style-type: none"> <li>○当区の「セキュリティポリシー」等を理解させる。</li> <li>○個人情報保護等にかかる誓約書を提出させる。</li> <li>○セキュリティ研修を義務付けている。</li> <li>○持ち込みパソコンのセキュリティチェックも委託先と同様の措置を講じさせる。</li> <li>○システムへのログイン管理は、個人ID及びパスワードで管理し、操作ログを取得する。</li> <li>○USBメモリ等記憶装置の使用は、システム上使用できないよう設定している。</li> <li>○データの持ち出しは禁止とし、操作ログにより操作者を特定できるようにしている。</li> </ul> </li> </ul>	
その他の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保守運用委託やオペレーション業務委託に関しては、仕様書にて委託業務実施場所を当区管理区域内に限定し、外部への持ち出しを禁止している。</li> </ul>	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<p>&lt;情報保護管理体制の確認&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・委託先の社会的信用と能力を確認する。具体的には、要領・手順書等に基づき、委託業者を選定するとともに、その記録を残す。また、委託業者が選定基準を引き続き満たしていることを適時確認するとともに、その記録を残す。</li> </ul> <p>&lt;特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・作業者を限定するために、委託業者の名簿を提出させる。</li> <li>・委託事業者に対し、個人情報保護にかかる誓約書を提出させている。また、セキュリティ研修の実施も義務付けている。</li> <li>・誓約書の提出があった要員に対してのみシステム操作の権限を与えている。</li> <li>・閲覧／更新権限を持つものを必要最小限にする。</li> <li>・閲覧／更新権限を持つ者のアカウント管理を行い、システム上で操作を制限する。</li> <li>・閲覧／更新の履歴(アクセスログ・操作ログ)を取得し、不正な使用がないことを確認する。</li> </ul> <p>&lt;特定個人情報ファイルの取扱いの記録&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・契約書等に基づき、委託業務が実施されていることを適時確認するとともに、その記録を残す。</li> <li>・委託業者から適時セキュリティ対策の実施状況の報告を受けるとともに、その記録を残す。</li> </ul>		



7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①事故発生時手順の策定・周知	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容		
再発防止策の内容		
その他の措置の内容		<p><b>【物理的対策】</b>            &lt;ガバメントクラウドにおける措置&gt;            ①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度 (ISMAP) のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバ等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。            ②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持ち出しできないこととしている。</p> <p><b>【技術的対策】</b>            &lt;ガバメントクラウドにおける措置&gt;            ①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。            ②地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】」(令和4年10月 デジタル庁。以下「利用基準」という。)に規定する「ASP」をいう。以下同じ。)又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。)は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。            ③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。            ④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。            ⑤地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。            ⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。            ⑦地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。            ⑧地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。</p> <p><b>【消去手順】</b>            &lt;ガバメントクラウドにおける措置&gt;            データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。</p>
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<p>&lt;特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスクに対する措置&gt;            ・住基法第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置)及び第34条(調査)の規定に基づき、調査等を行い、正確な記録を確保するために必要な措置を講じている。</p> <p>&lt;特定個人情報が消去されずにいつまでも存在するリスクに対する措置&gt;            ・法律に基づく保管期間経過後のデータは速やかに消去している。            ・記憶装置の廃棄時は、規定に基づき、内容の復元及び判読が不可能になるような方法により消去する。            ・帳票については、規定に基づき、帳簿等を作成し、保管及び廃棄の運用が適切になされていることを適時確認するとともに、その記録を残す。</p>		

8. 監査	
実施の有無	[ <input checked="" type="radio"/> ] 自己点検                      [    ] 内部監査                      [    ] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	[    十分に行っている    ]                      <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている    2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住基ネット関係職員(任用された派遣要員、非常勤職員、会計年度任用職員等を含む。)に対して、初任時及び一定期間毎に、必要な知識の習得に資するための研修を実施するとともに、その記録を残している。</li> <li>・住基ネットの各責任者に対して、その管理に関する必要な知識や技術を習得させる研修を実施するとともに、その記録を残している。</li> </ul>
10. その他のリスク対策	
<p>&lt;監査&gt; &lt;ガバメントクラウドにおける措置&gt; ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、ISMAPにおいて、クラウドサービス事業者は定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。</p> <p>&lt;その他&gt; &lt;ガバメントクラウドにおける措置&gt; ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。 ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。 具体的な取扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。</p>	



<p>その他の措置の内容</p>	<p>&lt;従業者が事務外で使用するリスクへの措置&gt;          ・システムの操作履歴(アクセスログ・操作ログ)を記録する。          ・必要に応じて担当者へのヒアリングを実施し、業務上必要のない検索又は抽出が行われていないことを確認する。          ・システム利用職員への研修会において、事務外利用の禁止等について指導する。          ・職員以外の従業者(委託先等)には、当該事項についての誓約書の提出を求める。          ・職員に対しては、データ保護に関する研修を行う。          ・委託先に対しては業務外で使用しないよう仕様書に定め、個人情報保護にかかる誓約書を提出させている。また、セキュリティ研修の実施も義務付けている。          ・違反行為を行った場合は、法の罰則規定により措置を講じる。</p> <p>&lt;特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスクへの措置&gt;          ・システム上、管理権限を与えられた者以外、情報の複製は行えない仕組みとする。          また、バックアップ以外にファイルを複製しないよう、職員・委託先等に対し指導する。          ・委託先に対しては仕様書にて許可を得ない複製を禁止し、個人情報保護にかかる誓約書を提出させている。また、セキュリティ研修の実施も義務付けている。          ・職員に対しては、データ保護に関する研修を行う。          ・違反行為を行った場合は、法の罰則規定により措置を講じる。          ・また、委託先がバックアップ以外にファイルを複製する場合は、事前に区に申請し、区が許可した用途のみを認めるものとする。</p>
<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[            十分である            ]            &lt;選択肢&gt;          1) 特に力を入れている            2) 十分である          3) 課題が残されている</p>
<p>特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p>	
<p>その他、特定個人情報の使用にあたり、以下の措置を講じる。          ・長時間にわたり本人確認情報を表示させないよう適宜ログオフを行っている。          ・統合端末のディスプレイを、3方向を囲うなどして、来庁者から見えない位置に置く。          ・本人確認情報が表示された画面のハードコピーの取得は行えないようになっている。          ・大量のデータ出力に際しては、事前に管理責任者の承認を得る。</p>	
<p>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 <span style="float: right;">[    ] 委託しない</span></p>	
<p>リスク: 委託先における不正な使用等のリスク</p>	
<p>委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定</p>	<p>[            定めている            ]            &lt;選択肢&gt;          1) 定めている            2) 定めていない</p>
<p>規定の内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・目的外利用の禁止。</li> <li>・特定個人情報の閲覧者・更新者を制限。</li> <li>・特定個人情報の提供先の限定。</li> <li>・情報漏洩を防ぐための保管管理に責任を負う。</li> <li>・情報が不要となったとき又は要請があったときに情報の返還又は消去などの必要な措置を講じる。</li> <li>・保管期間の過ぎた特定個人情報及びそのバックアップを完全に消去する。</li> <li>・個人情報の取扱いについて確認し、定期的に報告すること。</li> <li>・必要に応じて、職員が委託先の視察・監査を行うことができる。</li> <li>・再委託の制限。</li> <li>・データ、プログラムの取扱いについては、細心の注意を払い適正な維持管理を行うこと。</li> <li>・データ等の漏えい、滅失、き損、改ざん等の防止を行うこと。</li> <li>・データ等の全部又は一部を委託者の許可なく複写又は複製しないこと。</li> <li>・事故が発生し、又は発生のおそれがあるときは、直ちに委託者に通知するとともに必要な措置を講じ、遅滞なくその状況について書面をもって委託者に報告すること。</li> <li>・委託業務従事者に対し、委託業務の実施に必要な知識及び技術を習得させるとともに、随時、セキュリティに関する研修、教育その他従事者の資質向上を図る研修を実施すること。</li> <li>・収集の制限。</li> </ul>

再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・再委託が必要な場合は委託先から事前に再委託の必要性について書面で確認をし、承認を行っている。</li> <li>・再委託を行う場合には、上記と同様の機密保持契約の遵守を規定しており、委託先から適宜報告を受け、改善の必要がある場合には改善の指示を行い、改善結果の報告を受けている。</li> <li>・再委託先に対しては、下記に示す措置や管理を行わせている。             <ul style="list-style-type: none"> <li>○当区の「セキュリティポリシー」等を理解させる。</li> <li>○個人情報保護等にかかる誓約書を提出させる。</li> <li>○セキュリティ研修を義務付けている。</li> <li>○持ち込みパソコンのセキュリティチェックも委託先と同様の措置を講じさせる。</li> <li>○システムへのログイン管理は、個人ID及びパスワードで管理し、操作ログを取得する。</li> <li>○USBメモリ等記憶装置の使用は、システム上使用できないよう設定している。</li> <li>○データの持ち出しは禁止とし、操作ログにより操作者を特定できるようにしている。</li> </ul> </li> </ul>	
その他の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保守運用委託やオペレーション業務委託に関しては、仕様書にて委託業務実施場所を当区管理区域内に限定し、外部への持ち出しを禁止している。</li> </ul>	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<p>&lt;情報保護管理体制の確認&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・委託先の社会的信用と能力を確認する。具体的には、要領・手順書等に基づき、委託業者を選定するとともに、その記録を残す。また、委託業者が選定基準を引き続き満たしていることを適時確認するとともに、その記録を残す。</li> </ul> <p>&lt;特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・作業者を限定するために、委託作業者の名簿を提出させる。</li> <li>・委託事業者に対し、個人情報保護にかかる誓約書を提出させている。また、セキュリティ研修の実施も義務付けている。</li> <li>・誓約書の提出があった要員に対してのみシステム操作の権限を与えている。</li> <li>・閲覧／更新権限を持つものを必要最小限にする。</li> <li>・閲覧／更新権限を持つ者のアカウント管理を行い、システム上で操作を制限する。</li> <li>・閲覧／更新の履歴(アクセスログ・操作ログ)を取得し、不正な使用がないことを確認する。</li> </ul> <p>&lt;特定個人情報ファイルの取扱いの記録&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・契約書等に基づき、委託業務が実施されていることを適時確認するとともに、その記録を残す。</li> <li>・委託業者から適時セキュリティ対策の実施状況の報告を受けるとともに、その記録を残す。</li> </ul>		
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） [ ] 提供・移転しない		
リスク： 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定個人情報(個人番号、5情報等)の提供を行う際に、提供記録(提供日時、操作者等)をシステム上で管理し、5年分保存する。</li> <li>・なお、システム上、提供に係る処理を行ったものの提供が認められなかった場合についても記録を残す。</li> <li>・番号法及び住基法並びに個人情報保護法の規定に基づき認められる特定個人情報の移転について、本業務では具体的に誰に対し何の目的で提供できるかを書き出したマニュアルを整備し、マニュアル通りに特定個人情報の提供を行う。</li> <li>・相手方(都道府県サーバ)と市町村CSの間の通信では相互認証を実施しているため、認証できない相手先への情報の移転はなされないことがシステム上担保される。</li> <li>・また、外部媒体を使用する場合においても、当区の規程を整備し、区の承認を得たうえで、法令を遵守して提供を行うこととする。</li> </ul>	



<p>その他の措置の内容</p>	<p><b>【物理的対策】</b>          &lt;ガバメントクラウドにおける措置&gt;          ①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度 (ISMAP) のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバ等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。          ②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持ち出しできないこととしている。</p> <p><b>【技術的対策】</b>          &lt;ガバメントクラウドにおける措置&gt;          ①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。          ②地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】」(令和4年10月 デジタル庁。以下「利用基準」という。))に規定する「ASP」をいう。以下同じ。)又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。)は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。          ③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。          ④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。          ⑤地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。          ⑥ガバメントクラウドの特定個人情報情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。          ⑦地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。          ⑧地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。</p> <p><b>【消去手順】</b>          &lt;ガバメントクラウドにおける措置&gt;          データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。</p>
<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[            十分である            ]            &lt;選択肢&gt;          1) 特に力を入れている            2) 十分である          3) 課題が残されている</p>
<p>特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p>	
<p>&lt;特定個人情報古い情報のまま保管され続けるリスクに対する措置&gt;          ・本特定個人情報ファイル(送付先情報ファイル)は、送付先情報の連携を行う必要が生じた都度作成/連携することとしており、システム上、連携後速やか(1営業日後)に削除する仕組みとする。          また、媒体を用いて連携する場合、当該媒体は連携後、連携先である機構において適切に管理され、区市町村では保管しない。</p> <p>&lt;特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスクに対する措置&gt;          ・システム上、保管期間の経過した特定個人情報を一括して削除する仕組みとする。</p>	
<p><b>8. 監査</b></p>	
<p>実施の有無</p>	<p>[ <input checked="" type="radio"/> ] 自己点検            [    ] 内部監査            [    ] 外部監査</p>
<p><b>9. 従業者に対する教育・啓発</b></p>	
<p>従業者に対する教育・啓発</p>	<p>[            十分に行っている            ]            &lt;選択肢&gt;          1) 特に力を入れて行っている    2) 十分に行っている          3) 十分に行っていない</p>
<p>具体的な方法</p>	<p>・職員及び事業所内派遣者に対しては、個人情報保護に関する研修の受講を義務付けている。          ・委託業者に対しては、契約内容に個人情報保護に関する研修の実施を義務付け、秘密保持契約を締結している。          ・違反行為を行った者に対しては、都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象となりうる。          ・住基ネット関係職員(任用された派遣要員、非常勤職員、臨時職員等を含む。)に対して、初任時及び一定期間毎に、必要な知識の習得に資するための研修を実施するとともに、その記録を残している。          ・住基ネットの各責任者に対して、その管理に関する必要な知識や技術を習得させる研修を実施するとともに、その記録を残している。</p>

## 10. その他のリスク対策

### <監査>

#### <ガバメントクラウドにおける措置>

ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度 (ISMAP) のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、ISMAPにおいて、クラウドサービス事業者は定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。

### <その他>

#### <ガバメントクラウドにおける措置>

ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。

ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。

具体的な取扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。

## IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	〒104-8404 東京都中央区築地一丁目1番1号 中央区役所 総務部総務課情報公開係
②請求方法	所定の様式に住所、氏名、電話番号、問合せの内容等の所要事項を記入の上提出
③法令による特別の手続	—
④個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	〒104-8404 東京都中央区築地一丁目1番1号 中央区役所 区民部区民生活課住民記録係
②対応方法	問合せを受けた際には、対応記録を残す。 情報漏えい等に関する問合せについては、関係機関と連携し対処する。

## V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和6年12月27日
②しきい値判断結果	[ 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる ] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	・中央区情報公開・個人情報保護審議会による第三者点検実施時に区民等委員から意見聴取 ・評価書をホームページで公表
②実施日・期間	令和6年12月27日
③主な意見の内容	—
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	令和6年12月27日
②方法	中央区情報公開・個人情報保護審議会への諮問
③結果	妥当である

## (別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	I-6-②	高橋 和義	石川 英利	事後	
平成28年4月1日	II-2-⑤(本人確認情報ファイル)	平成27年6月予定	平成27年6月	事後	
平成28年4月1日	II-2-⑤(送付先情報ファイル)	平成27年10月予定	平成27年10月	事後	
平成29年4月1日	I-1-②	については、今後、総務省令により	については、総務省令により	事後	
平成29年4月1日	II(3)-5-①	総務省令に記載予定	平成26年総務省令第85号第35条第1項	事後	
平成29年4月1日	I-1-②	については、今後、総務省令により	については、総務省令により	事後	
平成29年4月1日	II(3)-5-①	総務省令に記載予定	平成26年総務省令第85号第35条第1項	事後	
平成31年3月28日	I-2-システム6	②自動交付機:庁内にある証明書自動交付機と連携して証明書自動交付を行う機能	削除	事後	
平成31年3月28日	I-2-システム6	③コンビニ交付機能:コンビニ交付センターからの要求に应答して証明書自動交付を行う機能	②コンビニ交付機能:コンビニ交付センターからの要求に应答して証明書自動交付を行う機能	事後	
平成31年3月28日	I-6-②	区民生活課長 石川 英利	区民生活課長	事後	
平成31年3月28日	II(1)(別添1)(1)<住民記録システム>	自動交付機カード情報	削除	事後	
平成31年3月28日	II(1)-4-③	ヒューマンタッチ(株)	ヒューマンリソシア(株)	事後	
令和2年2月26日	I-2-システム3-②	④本人確認情報検索 :統合端末において入力された4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組合せをキーに本人確認情報の検索を行い、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。	④本人確認情報検索 :統合端末において入力された住民票コード、個人番号又は4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組合せをキーに本人確認情報の検索を行い、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。	事後	現行の仕様に合わせた変更
令和2年2月26日	I-2-システム6-①,②	証明書自動交付システム	コンビニ交付システム	事後	
令和2年2月26日	I-2-システム6-②	①既存システム連携機能 :既存住基、印鑑、税、戸籍システムから証明書情報を連携する機能	①既存システム連携機能 :既存住基、印鑑から証明書情報を連携する機能	事後	
令和2年2月26日	I-4-2		第22条(転入届)	事後	追記
令和2年2月26日	I-5-②(別表第二における情報照会の根拠)		74、85の2、97	事後	追記
令和2年2月26日	II(1)-2-③	(平成27年10月の番号法施行日時点で～)	(平成27年10月5日の番号法施行日時点で～)	事後	
令和2年2月26日	II(1),(2)-2-⑤	平成27年6月	平成27年6月1日	事後	
令和2年2月26日	II(1)-5-①		74,85-2,97	事後	
令和2年2月26日	II(1)-5-提供先2-①	番号法第19条第9号	番号法第19条第10号	事後	
令和2年2月26日	II(1)-5-提供先2-③	住民票コード	削除	事後	

令和2年2月26日	II(1)-5-提供先2-⑥	住民情報ネットワーク利用	個人番号利用事務系ネットワーク	事後	
令和2年2月26日	II(1)-5-移転先1-③	住民票コード	削除	事後	
令和2年2月26日	II(1)(別添1) <住民記録システム>		旧氏情報(漢字・かな 日本人のみ)、旧氏の記載と変更削除に関する事項(日本人のみ)、	事後	法改正に伴う変更
令和2年2月26日	II(1)(別添1)	<GW証明発行自動交付システム> 自動交付カード情報、自動交付カード資格情報 自動交付カード履歴 自動交付カード資格履歴	<コンビニ交付システム> (マイナンバー)カード情報、(マイナンバー)カード資格情報、(マイナンバー)カード履歴、 (マイナンバー)カード資格履歴		
令和2年2月26日	II(2)(別添1)		37. 旧氏 漢字、38. 旧氏 外字数、39. 旧氏 ふりがな、40. 旧氏 外字変更連番	事後	住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令(平成31年4月17日政令第152号)が交付されたため。
令和2年2月26日	II(3)(別添1)		16. 市町村電話番号、20. 交付場所郵便番号、62. 旧氏 漢字、63. 旧氏 外字数、64. 旧氏 ふりがな、65. 旧氏 外字変更連番、66. ローマ字氏名、67. ローマ字 旧氏	事後	同上 (ただし、16. 市町村電話番号、20. 交付場所郵便番号はもれによる追記)
令和2年2月26日	II(3)-2-⑤	平成27年10月	平成27年10月5日	事後	
令和2年2月26日	III-2 リスクに対する措置の内容	・法務省からの在留資格等の入手にあたっては、定められたインターフェースに基づいて連携されるため、必要な情報以外は連携されないことをシステム上で担保している。	・出入国在留管理庁からの在留資格等の入手にあたっては、定められたインターフェースに基づいて連携されるため、必要な情報以外は連携されないことをシステム上で担保している。	事後	
令和2年2月26日	III(1),(2),(3)-3-ユーザ認証の管理	認証	二要素認証	事後	
令和2年2月26日	III(1),(2),(3)-3-ユーザ認証の管理	常時携帯する	利用時に保管庫から持ち出す	事後	
令和3年4月1日	II-5	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、97、101、102、103、105、106、108、111、112、113、114、116、117、120の項) (別表第二における情報照会の根拠) :なし (住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会を行わない)	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、97、101、102、103、105、106、107、108、111、112、113、114、116、117、120の項) (別表第二における情報照会の根拠) :なし (住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会を行わない)	事後	法改正に伴う変更
令和3年4月1日	II-4	ヒューマンリソシア(株)	日本コンベンションサービス(株)	事後	
令和3年4月1日	II-4	日本コンベンションサービス(株)	ヒューマントラスト(株)	事後	

令和3年6月4日	II-5 提供先1 ①	番号法第19条第7号 別表第二 1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,20,21,23,27,30,31,34,35,37,38,39,40,42,48,53,54,57,58,59,61,62,66,67,70,74,77,80,84,85- 2,89,91,92,94,96,97,101,102,103,105,106,107,108,111,112,113,114,116,117,120	番号法第19条第8号 別表第二 1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,20,21,23,27,30,31,34,35,37,38,39,40,42,48,53,54,57,58,59,61,62,66,67,70,74,77,80,84,85- 2,89,91,92,94,96,97,101,102,103,105,106,107,108,111,112,113,114,116,117,120	事前	
令和5年2月3日	I-1-②	区市町村が住民を対象とする行政を適切に行い、また、住民の正しい権利を保障するためには、区市町村の住民に関する正確な記録が整備されていなければならない。  (略)  なお、⑨の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、総務省令により機構に対する事務の一部の委任が認められている。そのため、当該事務においては、事務を委任する機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。	区市町村が住民を対象とする行政を適切に行い、また、住民の正しい権利を保障するためには、区市町村の住民に関する正確な記録が整備されていなければならない。  (略)  なお、⑨の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、総務省令により機構に対する事務の一部の委任が認められている。そのため、当該事務においては、事務を委任する機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。  また、②に関する届出及び申請の受領は、窓口及び郵送、ならびにサービス検索・電子申請機能で受領するとともに、届出により住民等への通知が必要となった場合には、郵送又はマイナポータルのお知らせ機能を利用し通知する。	事前	オンラインによる転出届・転入(転居)予約の開始に伴う変更
令和5年2月3日	I-2 システム1 ②	⑧自動交付カード管理機能 : 自動交付カード等の管理機能	⑧カード利用者管理機能 : 個人番号カード等の管理機能 ⑨支援措置台帳機能 : 支援措置申出者の管理機能	事後	現行の仕様に合わせた変更
令和5年2月3日	I-2 システム3 ②	③個人番号を利用した転入(特例転入) : 転入の届出を受け付けた際に、あわせて個人番号カードが提示された場合、当該個人番号カードを用いて転入処理を行う。	③個人番号カードを利用した転入(特例転入) : 個人番号カードの交付を受けている者等の転入が予定される場合に、転出証明書情報をCSを通じて受け取り、その者に係る転入の届出を受け付けた際に、個人番号カードを用いて転入処理を行う(一定期間経過後も転入の届出が行われない場合は、受け取った転出証明書情報を消去する。)	事前	オンラインによる転出届・転入(転居)予約の開始に伴う変更

令和5年2月3日	I-2 システム3 ②	⑦送付先情報通知 ： 個人番号の通知に係る事務の委任先である機構において、住民に対して番号通知書類(通知カード、個人番号カード交付申請書(以下「交付申請書」という。))等を送付するため、既存住基システムから当該区市町村の住民基本台帳に記載されている者の送付先情報を抽出し、当該情報を、機構が設置・管理する個人番号カード管理システムに通知する。	⑦送付先情報通知 ： 個人番号の通知に係る事務の委任先である機構において、住民に対して番号通知書類(個人番号通知書、個人番号カード交付申請書(以下「交付申請書」という。))等を送付するため、既存住基システムから当該区市町村の住民基本台帳に記載されている者の送付先情報を抽出し、当該情報を、機構が設置・管理する個人番号カード管理システムに通知する。	事後	法改正に伴う変更
令和5年2月3日	I-2 システム4 ②		⑥申請管理システム機能 ： サービス検索・電子申請機能からの申請データを取り込み、既存住民基本台帳システムへの連携を行う。	事前	オンラインによる転出届・転入(転居)予約の開始に伴う変更
令和5年2月3日	I-2 システム4 ③	その他(中間サーバ)	その他(中間サーバ、サービス検索・電子申請機能)	事前	オンラインによる転出届・転入(転居)予約の開始に伴う変更
令和5年2月3日	I-2 システム7 ①		サービス検索・電子申請機能	事前	オンラインによる転出届・転入(転居)予約の開始に伴う変更
令和5年2月3日	I-2 システム7 ②		①住民向け機能 ： 自らが受けることができる行政サービスをオンラインで検索及び申請を行うことができる機能 ②地方公共団体向け機能 ： 住民が電子申請を行った際の申請データ取得画面又は機能を、地方公共団体に公開する機能	事前	オンラインによる転出届・転入(転居)予約の開始に伴う変更
令和5年2月3日	I-2 システム7 ③		その他(番号連携サーバ(団体内統合宛名システム))	事前	オンラインによる転出届・転入(転居)予約の開始に伴う変更
令和5年2月3日	I-4	2. 住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月25日法律第81号)(平成25年5月31日法律第28号施行時点)  (略)  ・第12条の1(本人等の請求に係る住民票の写し等の交付)	2. 住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月25日法律第81号)  (略)  ・第12条(本人等の請求に係る住民票の写し等の交付)	事後	
令和5年2月3日	II(住民基本台帳ファイル)-3-⑤	2. 本人への個人番号の通知(通知カードを発行する機構への情報連携)	2. 本人への個人番号の通知(個人番号通知書を発行する機構への情報連携)	事後	法改正に伴う変更
令和5年2月3日	II(住民基本台帳ファイル)-3-⑤ 情報の突合	・窓口業務において本人確認書類に通知カード、個人番号カードが使われた際に個人番号で単件検索を行う	・窓口業務において本人確認書類に個人番号カードが使われた際に個人番号で単件検索を行う	事後	法改正に伴う変更
令和5年2月3日	II(住民基本台帳ファイル)-4 ③ 委託先名	富士通(株)	富士通Japan(株)	事後	

令和5年2月3日	Ⅱ(本人確認情報ファイル) -2 ③	※住民基本台帳に記録されていた者で、転出・死亡等の事由により住民票が削除された者(以下「消除者」という。)を含む	※住民基本台帳に記録されていた者で、転出等の事由により住民票が削除(死亡による消除を除く。)された者(以下「消除者」という。)を含む	事後	
令和5年2月3日	Ⅱ(本人確認情報ファイル) -3 ⑤	・4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組合せをキーに本人確認情報ファイルの検索を行う。	・住民票コード、個人番号又は4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組合せをキーに本人確認情報ファイルの検索を行う。	事後	
令和5年2月3日	Ⅱ(本人確認情報ファイル) -4 ③	富士通(株)	富士通Japan(株)	事後	
令和5年2月3日	Ⅱ(送付先情報ファイル) -2-③ その必要性	番号法第7条第2項(指定及び通知)に基づき、通知カードを個人番号の付番対象者全員に送付する必要がある。 また、同法第17条第1項(個人番号カードの交付等)により、個人番号カードは通知カードと引き換えに交付することとされていることから、合わせて、交付申請書を通知カード送付者全員に送付する必要がある。 区市町村は、法令に基づき、これらの事務の実施を機構に委任する。	番号法第7条第1項(指定及び通知)及び個人番号カード省令第7条(個人番号の通知)に基づき、個人番号通知書を個人番号の付番対象者に送付する必要がある。 また、通知カード所持者にあつては、個人番号カードは通知カードと引き換えに交付することとされている。 区市町村は、法令に基づき、これらの事務の実施を機構に委任する。	事後	法改正に伴う変更
令和5年2月3日	Ⅱ(送付先情報ファイル) -2-④ 主な記録項目	その他(通知カード及び交付申請書の送付先の情報)	その他(個人番号通知書及び交付申請書の送付先の情報)	事後	法改正に伴う変更
令和5年2月3日	Ⅱ(送付先情報ファイル) -2-④ その妥当性	・その他(通知カード及び交付申請書の送付先の情報) :機構に対し、法令に基づき通知カード及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を委任するために、個人番号カードの券面記載事項のほか、通知カード及び交付申請書の送付先に係る情報を記録する必要がある。	・その他(個人番号通知書及び交付申請書の送付先の情報) :機構に対し、法令に基づき個人番号通知書及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を委任するために、個人番号カードの券面記載事項のほか、個人番号通知書及び交付申請書の送付先に係る情報を記録する必要がある。	事後	法改正に伴う変更
令和5年2月3日	Ⅱ(送付先情報ファイル) -3-③	法令に基づく委任を受けて通知カード書及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を行う機構に対し、通知カード及び交付申請書の送付先情報を提供するため。	法令に基づく委任を受けて個人番号通知書及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を行う機構に対し、個人番号通知書及び交付申請書の送付先情報を提供するため。	事後	法改正に伴う変更
令和5年2月3日	Ⅱ(送付先情報ファイル) -3-⑤	・既存住基システムより個人番号の通知対象者の情報を抽出し、通知カード及び交付申請書等の印刷及び送付に係る事務を法令に基づいて委任する機構に対し提供する(既存住基システム→市町村CS又は電子記録媒体→個人番号カード管理システム(機構))。	・既存住基システムより個人番号の通知対象者の情報を抽出し、個人番号通知書及び交付申請書等の印刷及び送付に係る事務を法令に基づいて委任する機構に対し提供する(既存住基システム→市町村CS又は電子記録媒体→個人番号カード管理システム(機構))。	事後	法改正に伴う変更
令和5年2月3日	Ⅱ(送付先情報ファイル) -4-③	富士通(株)	富士通Japan株式会社	事後	

令和5年2月3日	II (送付先情報ファイル) -5-①	平成26年総務省令第85号第35条第1項	個人番号カード省令第23条の2(個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務)	事後	法改正に伴う変更
令和5年2月3日	II (送付先情報ファイル) -5-②	区市町村からの法令に基づく委任を受け、通知カード及び交付申請書を印刷し、送付する。	区市町村からの法令に基づく委任を受け、個人番号通知書及び交付申請書を印刷し、送付する。	事後	法改正に伴う変更
令和5年2月3日	II (送付先情報ファイル) -5-③	・通知カード及び交付申請書の送付先の情報	・個人番号通知書及び交付申請書の送付先の情報	事後	法改正に伴う変更
令和5年2月3日	II (送付先情報ファイル) -5-⑦	使用開始日から通知カード送付までの一定の期間に、番号法施行日時点における住民の送付先情報をまとめて提供する(以降、新たに個人番号の通知対象者が生じた都度提供する)。	個人番号通知書に係る送付先情報は、新たに個人番号の通知対象者が生じた都度提供する。	事後	法改正に伴う変更
令和5年10月1日	II-4	日本コンベンションサービス(株)	TOPPANエッジ(株)	事後	
令和5年10月1日	II-4	ヒューマンラスト(株)	削除	事後	
令和6年12月27日	I-2 システム4 ②システムの機能	④情報提供機能 : 各業務で管理している別表2の提供業務情報を受領し、中間サーバへの情報提供を行う。	④情報提供機能 : 各業務で管理している提供業務情報を受領し、中間サーバへの情報提供を行う。	事後	法改正に伴う変更
令和6年12月27日	I-5-②	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) : 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、97、101、102、103、105、106、107、108、111、112、113、114、116、117、120の項) (別表第二における情報照会の根拠) : なし (住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会を行わない)	・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表1,2,3,5,7,11,13,15,20,28,37,39,48,53,57,58,59,63,65,66,69,73,75,76,81,83,84,86,87,91,92,96,106,108,110,112,115,118,124,129,130,132,136,137,138,141,142,144,149,150,151,152,155,156,158,160,163,164,165,166 の項 (第2条の表における情報照会の根拠) なし (住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会を行わない)	事後	法改正に伴う変更
令和6年12月27日	II-2-③ その必要性	・番号法第19条 別表第二の事務において、符号の取得に利用するため	削除	事後	法改正に伴う変更
令和6年12月27日	II-3-④使用の主体 使用部署	区民生活課、日本橋特別出張所、月島特別出張所	区民生活課、日本橋特別出張所、月島特別出張所、晴海特別出張所	事後	法改正に伴う変更
令和6年12月27日	II-5-提供・移転の有無	提供を行っている 56件	提供を行っている 60件	事後	法改正に伴う変更
令和6年12月27日	II-5-提供先1-①	番号法別表第二において提供すべき特定個人情報に住民票関係情報を含む事務を担当する情報照会者のうち、他機関である58箇所(別紙1参照)	番号法第19条の各号に該当する情報照会者(別紙1参照)	事後	法改正に伴う変更

令和6年12月27日	II-5-提供先1-①	番号法第19条第8号 別表第二 1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,20,21,23,27,30,31,34,35,37,38,39,40,42,48,53,54,57,58,59,61,62,66,67,70,74,77,80,84,85- 2,89,91,92,94,96,97,101,102,103,105,106,107,108,111,112,113,114,116,117,120	・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 1,2,3,5,7,11,13,15,20,28,37,39,48,53,57,58,59,63,65,66,69,73,75,76,81,83,84,86,87,91,92,96,106,108,110,112,115,118,124,129,130,132,136,137,138,141,142,144,149,150,151,152,155,156,158,160,163,164,165,166 の項	事後	法改正に伴う変更
令和6年12月27日	II-5-提供先1-②	番号法別表第二に定める各事務	番号法第19条の各号に該当する事務	事後	法改正に伴う変更
令和6年12月27日	II-5-提供先2-①	番号法第19条第10号(条例による利用)	番号法第19条第11号(条例による利用)	事後	法改正に伴う変更
令和6年12月27日	II-5-移転先1	番号法第9条第1項に定める事務実施主管課(別紙2)	番号法第9条に定める事務実施主管課(別紙2)	事後	法改正に伴う変更
令和6年12月27日	II-5-移転先1-①	番号法第9条第1項別表第1	番号法第9条	事後	法改正に伴う変更
令和6年12月27日	II-5-移転先1-②	番号法別表第1に定める各事務	番号法別表に定める各事務	事後	法改正に伴う変更
令和6年12月27日	II-5-移転先2-①	番号法第19条第11号(条例による利用)	中央区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例	事後	
令和6年12月27日	II(2)-3-④使用の主体 使用部署	区民生活課、日本橋特別出張所、月島特別出張所、番号法別表第一主管部署	区民生活課、日本橋特別出張所、月島特別出張所、晴海特別出張所、番号法別表主管部署	事後	法改正に伴う変更
令和6年12月27日	II(2)-3-④使用の主体 使用部署	区民生活課、日本橋特別出張所、月島特別出張所、番号法別表第一主管部署	区民生活課、日本橋特別出張所、月島特別出張所、晴海特別出張所、番号法別表主管部署	事後	法改正に伴う変更
令和6年12月27日	III(1)-4	○当区の「セキュリティポリシー」「個人情報保護条例」等を理解させる。	○当区の「セキュリティポリシー」等を理解させる。	事後	法改正に伴う変更
令和6年12月27日	III(1)-5その他の措置の内容	・違反行為を行った場合は、法の罰則規定により措置を講じる。	削除	事後	
令和6年12月27日	III(2)-4	○当区の「セキュリティポリシー」「個人情報保護条例」等を理解させる。	○当区の「セキュリティポリシー」等を理解させる。	事後	法改正に伴う変更
令和6年12月27日	III(2)-5	・番号法及び住基法並びに個人情報保護条例の規定に基づき認められる特定個人情報の移転について、本業務では具体的に誰に対し何の目的で提供できるかを書き出したマニュアルを整備し、マニュアル通りに特定個人情報の提供を行う。	・番号法及び住基法並びに個人情報保護法の規定に基づき認められる特定個人情報の移転について、本業務では具体的に誰に対し何の目的で提供できるかを書き出したマニュアルを整備し、マニュアル通りに特定個人情報の提供を行う。	事後	法改正に伴う変更
令和6年12月27日	III(3)-4	○当区の「セキュリティポリシー」「個人情報保護条例」等を理解させる。	○当区の「セキュリティポリシー」等を理解させる。	事後	法改正に伴う変更

令和6年12月27日	Ⅲ(3)-5	・番号法及び住基法並びに個人情報保護条例の規定に基づき認められる特定個人情報の移転について、本業務では具体的に誰に対し何の目的で提供できるかを書き出したマニュアルを整備し、マニュアル通りに特定個人情報の提供を行う。	・番号法及び住基法並びに個人情報保護法の規定に基づき認められる特定個人情報の移転について、本業務では具体的に誰に対し何の目的で提供できるかを書き出したマニュアルを整備し、マニュアル通りに特定個人情報の提供を行う。	事後	法改正に伴う変更
令和8年1月1日	別添2-別紙のとおり	別添2-別紙のとおり	別添2-別紙のとおり	事前	
令和6年12月27日	Ⅱ(1)-3-④使用の主体 利用者数	10人以上50人未満	50人以上100人未満	事後	
令和6年12月27日	V1-①評価日	令和1年11月22日	令和6年12月27日	事前	
令和6年12月27日	V2-②実施日・期間	令和2年1月9日	令和6年12月27日	事前	
令和6年12月27日	V3-①実施日	令和2年1月9日	令和6年12月27日	事前	
令和8年3月19日	IV-2-①連絡先	総務部総務課情報公開係	区民部区民生活課住民記録係	事後	
令和8年3月19日	IV-2-②対応方法	所定の様式に住所、氏名、電話番号、問合せの内容等の所要事項を記入の上提出	問合せを受けた際には、対応記録を残す。情報漏えい等に関する問合せについては、関係機関と連携し対応する。	事後	
令和8年3月19日	別紙1 150-情報照会者	厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律(平成二十一年法律第三十七号)による保険給付遅延特別加算金又は給付遅延特別加算金の支給に関する事務であって第百五十二条で定めるもの	厚生労働大臣	事後	
令和8年3月19日	別紙1 155-主務省令第2条に規定される事務	子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって第百五十七条で定めるもの	子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)による妊婦のための支援給付、子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって第百五十七条で定めるもの	事後	
令和8年3月19日	別紙1 166-主務省令第2条に規定される事務	国の設置する高等学校等に係る高等学校等修学支援事業費補助金(学び直しへの支援)交付要綱(平成二十六年四月一日文部科学大臣決定)に規定する高等学校等学び直し支援金の支給に関する事務であって第百六十九条で定めるもの	「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業について」(平成三十年六月二十七日付け健発〇六二七第一号厚生労働省健康局長通知)の肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業実施要綱に基づく肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の実施に関する事務であって第百六十八条で定めるもの	事後	
令和8年3月19日	別紙2 8-移転先(主管課)	子育て支援課	子ども子育て支援課	事後	
令和8年3月19日	別紙2 9-移転先(主管課)	子育て支援課	保育課	事後	

令和8年3月19日	別紙2 10-移転先(主管課)	子育て支援課	子ども子育て支援課	事後	
令和8年3月19日	別紙2 27-別表により規定される事務	公営住宅法による公営住宅(同法第二条第二号に規定する公営住宅をいう。以下同じ。)の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの	公営住宅法による公営住宅(同法第二条第二号に規定する公営住宅をいう)の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	
令和8年3月19日	別紙2 56-移転先(主管課)	子育て支援課	子ども子育て支援課	事後	
令和8年3月19日	別紙2 63-移転先(主管課)	子育て支援課	子ども子育て支援課	事後	
令和8年3月19日	別紙2 64-移転先(主管課)	子育て支援課	子ども子育て支援課	事後	
令和8年3月19日	別紙2 65-移転先(主管課)	子育て支援課	子ども子育て支援課	事後	
令和8年3月19日	別紙2 66-移転先(主管課)	子育て支援課	障害者福祉課	事後	
令和8年3月19日	別紙2 67-別表により規定される事務	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年法律第三十四号」という。)附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号。以下この表において「昭和六十年法律第三十四号」という。)附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	
令和8年3月19日	別紙2 70-別表により規定される事務	母子保健法(昭和四十年法律第四百一十一号)による相談、支援、保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給、費用の徴収又はこども家庭センターの事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	母子保健法(昭和四十年法律第四百一十一号)による相談、支援、保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、産後ケア事業の実施、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給、費用の徴収又はこども家庭センターの事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	
令和8年3月19日	別紙2 81-移転先(主管課)	子育て支援課	子ども子育て支援課	事後	
令和8年3月19日	別紙2 81-別表により規定される事務	児童手当法による児童手当又は特例給付(同法附則第二条第一項に規定する給付をいう。以下同じ。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	児童手当法による児童手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	
令和8年3月19日	別紙2 95-別表により規定される事務	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付又は配偶者支援金(以下「中国残留邦人等支援給付等」という。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	
令和8年3月19日	別紙2 127-移転先(主管課)	子育て支援課	保育課	事後	
令和8年3月19日	別紙2 127-別表により規定される事務	子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)による妊婦のための支援給付、子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	